

平成 20 年 管理建築士資格取得講習受講要領（追加受付）

平成 18 年 12 月 20 日に公布された新建築士法では、建築士事務所を管理する建築士（以下管理建築士）の要件が強化されました。

管理建築士となるには、建築士として 3 年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了することとされており、新建築士法の施行前においてもその講習（いわゆる「みなし講習」）の実施が認められているところです（新建築士法施行は平成 20 年 11 月 28 日）。

既に管理建築士として業務に従事されている方々についても、管理建築士講習の課程を修了することが必要となっていますが、経過措置として、新建築士法施行日から起算して 3 年を経過する日（平成 23 年 11 月 27 日）までに、管理建築士講習の課程を修了することとされています。なお、法施行後に建築士事務所の登録更新を行う場合であっても、法施行時に管理建築士として登録されている建築士が引き続き同じ建築士事務所において管理建築士となる場合には、当該建築士が、法施行から 3 年以内に管理建築士講習を受講すればよいこととなります。

財団法人 建築技術教育普及センターでは、これから管理建築士になられる方や、既に管理建築士として業務に従事している方に対し、法施行前より「管理建築士資格取得講習」を実施します。なお、本講習は、管理建築士の資格取得のための講習（いわゆる「みなし講習」）として国から認められるために、建築士法及び関係政省令、並びに国土交通省による告示などの基準に従い、新建築士法施行後の法定講習と同等の内容で実施することとしております。

§ 1. 講習案内（追加受付）

1-1. 受講申込関係書類の配布

- (1) 配布期間 平成 20 年 9 月 1 日（月）～9 月 26 日（金）（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）
- (2) 配布時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（ただし、最終日の 9 月 26 日は午後 3 時まで。）
- (3) 配布場所 講習の追加受付を実施する各都道府県建築士事務所協会（7 頁参照）
- (4) 配布価格 無料（受講申込者 1 人に 1 部）

※ 郵送での配布については、受講を希望する各都道府県建築士事務所協会の受講案内により確認して下さい。

1-2. 受講申込書の受付

- (1) 受付期間 平成 20 年 9 月 16 日（火）～9 月 26 日（金）（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）
- (2) 受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
- (3) 受付場所 講習の追加受付を実施する各都道府県建築士事務所協会（7 頁参照）

■受講申込書の配布及び受付に係る注意事項

- ・申込書の配布部数が予定数に達した場合や受講申込者数が定員に達した場合は、配布や受付期間中であっても配布及び受付を終了します。
- ・申込書の配布及び申込受付を終了した都道府県名は当センターホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）でお知らせいたします。
- ・申込書の配布や受付期間中であっても配布及び受付を行わない日がありますので、事前に各都道府県建築士事務所協会へ確認して下さい。

1-3. 受講手数料（テキスト代を含む）

15,750 円（消費税額 750 円を含む）。

- (1) 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還されません。
- (2) テキストは講習日当日に会場で配布します。
- (3) 受講資格審査の結果、受講資格なしと判定された方については、受講手数料を返還いたします。

1-4. 講習日及び講習地

- (1) 希望する講習地の講習日を選択して下さい。
- (2) 各講習の受付は申込受付順とし、申込者数が定員に達した場合は、受付期間中であっても受付を終了します。各講習で受講希望者が集中した場合は、希望する講習地の講習日で受講ができない場合があります。

1-5. 講習日及び講習地の変更

- (1) 転勤などやむを得ない事情がある場合で、且つ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、講習日及び講習地の変更が認められます。他の都道府県への講習地の変更は、変更希望先の各都道府県建築士事務所協会へ、同じ都道府県内での講習日の変更は、申込みを行った各都道府県建築士事務所協会へ、受講予定日の 1 週間前までに申し出て下さい。

1-6. 講習の構成

- (1) 講習は 1 日で実施し、テキストを使用した講義（5 時間）と修了考査（1 時間）の構成になります。なお、講習を複数日に分けて受講することはできません。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 講習は下記の内容で行う予定です。
- (4) 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なる場合がありますので、必ず講習の追加受付を実施する各都道府県建築士事務所協会の受講案内により確認して下さい。（講義及び修了考査の時間の変更はありません。）

■講習の時間割

| 項目 | 内容 | 時間 |
|------|---|-------|
| 受講説明 | 講習概要の説明、注意事項の説明 | 20 分 |
| 講義 | 建築士法その他の関係法令に関する科目 | 90 分 |
| | 建築物の品質確保に関する科目 | 210 分 |
| 修了考査 | 建築士法その他の関係法令に関する問題を複数問 建築物の品質確保に関する問題を複数問 正誤方式（テキスト持込可） | 60 分 |

1-7. 修了者の発表

- (1) 修了者の発表は、各講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者の発表は、本人に通知することによりお知らせします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。修了者については、「修了証」の発行をもって修了の通知に代えることとします。
- (3) 修了者の氏名・受講番号を記載した修了者一覧表を、各都道府県建築士事務所協会及び当センター各支部の事務所に掲示するとともに、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp>) に受講番号を掲載します。
- (4) 修了考査問題及び合格基準点等の公表については、平成20年12月末頃に各都道府県建築士事務所協会及び、当センター各支部の事務所に掲示するとともに、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp>) に掲載します。

§ 2. 受講資格

2-1. 受講資格について

建築士として3年以上次の業務に従事した者であること。

- (1) 設計業務（設計・工事監理）
- (2) 国土交通省令で定める業務
 - ① 建築工事契約に関する事務
 - ② 建築工事の指導監督
 - ③ 建築物に関する調査・鑑定
 - ④ 法令若しくは条例に基づく手続きの代理

2-2. 実務経験年数の計算について

- (1) 実務経験年数を計算するに当たっては、建築士免許の登録日から平成20年7月31日(木)までを、実務期間として算入できます。
- (2) 実務期間には、長期の療養や行政処分等により業務を行っていなかった期間は算入できません。
- (3) 実務期間には、同一時期に複数の物件の実務を行っていた重複期間は重複して算入できません。

§ 3. 受講申込み

3-1. 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書（所定の用紙）
- (2) 写真3枚
無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真（縦4.5cm×横3.5cm）で、平成20年3月以降に撮影したもの3枚。写真の裏面に講習地の都道府県名、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (3) 受講手数料払込受付証明書
所定の振込用紙を使用し、必ず個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (4) 受講資格を証明する書類（貼付書類はB5サイズに縮小して下さい。）

| 区分 | 受講資格を証明する書類 |
|--|--|
| I 管理建築士でない方 | ① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書（第三者証明が必要） |
| II 現在管理建築士で 管理建築士としての業務期間が現在まで継続して3年未満の方 | ① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書（第三者証明が必要） |
| III 現在管理建築士で 管理建築士としての業務期間が現在まで継続して3年以上の方で、 事務所登録が「新規」の方 | ① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書（第三者証明が必要） 上記②に代り、下記の書類でも可とします。 ・受講申込者が、管理建築士として3年以上業務に従事したことが確認できる「建築士事務所登録申請書（副本）」の写しと「実務経歴証明書」（第三者証明は不要）。 |
| IV 現在管理建築士で 管理建築士としての業務期間が現在まで継続して3年以上の方で、 事務所登録が「更新」の方 | ① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書（第三者証明が必要） 上記②に代り、下記の書類でも可とします。 ・受講申込者が、管理建築士として3年以上業務に従事したことが確認できる「建築士事務所登録申請書（副本）」の写しと「業務概要書」。 ※ ₁ 「業務概要書」で3年以上業務に従事したことが確認できない方は、「実務経歴証明書」（第三者証明は不要）の記入が必要です。 ※ ₂ 建築士事務所（更新）登録後3年未満の方は、前回の「建築士事務所登録申請書（副本）」の写しも添付してください。なお、紛失などで所有されていない方は「実務経歴証明書」を記入の上、第三者証明が必要になります。 |

- ① 一級建築士免許登録後の実務が3年未満の方は、二級・木造建築士の免許証の写しも併せて貼付してください。
- ② 実務経歴証明書の実務内容が、複数の建築士資格にまたがる場合は、複数の建築士免許証を貼付してください。
- ③ 建築士免許証を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、登録証明書等でも可とします

- ④実務経歴証明書は、下記（イ～ハ）の第三者による証明が必要となります。
- イ. 本人が建築士事務所に所属している場合は、当該建築士事務所の管理建築士。
 - ロ. 本人が管理建築士である場合は、当該建築士事務所内の他の建築士。
 - ハ. 個人事務所などで、上記による証明が取得できない場合は、同業者、取引先などの当該建築士事務所外の建築士。
- （※虚偽の証明をした場合は、建築士として、処分を受けることがあります。また、2 頁下表の区分Ⅲ・Ⅳの方は、同表のように第三者証明が不要となる場合があります。）

3-2. 受講申込方法

- (1) 受付会場での受講申込み
 受講申込書関係書類に同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入の上、希望する講習地の各都道府県建築士事務所協会に持参して下さい。
 （受講申込書関係書類の記入内容、証明書類等の確認を行いますので、本人がご持参下さい。）
- (2) 郵送による受講申込み
 （郵送による受付については、講習を希望する各都道府県建築士事務所協会の受講案内により確認して下さい。）
- ①受講申込書関係書類に同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書及びその他の必要な書類に必要事項を記入し、希望する講習地の各都道府県建築士事務所協会へ**配達記録郵便**により送付して下さい。
- ②受講申込みは9月24日（水）の消印のあるものまで有効です。料金別納・後納郵便については9月26日（金）までに着いたものに限り受付をします。
- ③受講票送付のため、あて先明記の受講票返送用封筒（長3：縦12cm×23.5cm）**80円切手**を貼って同封して下さい。
- (3) 受講申込みに関する注意
- ①**本年7月の「受講申込書」及び受講手数料の「振替払込受付証明書（お客さま用）」は、今回の受講申込み（追加受付）に、そのまま使用できます。**
- ②受講申込書等における記載内容の不備なもの（申込者氏名が自署でないもの等）及び必要書類のそろっていないものは受付できません。
- ③婚姻等の理由で、証明書等の氏名が変更になっている場合には、戸籍抄本（謄本）等氏名の変更が確認できる書類を受講申込書に貼付して下さい。（抄本・謄本に代わる個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。）
- ④受講申込みにより提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還しません。
- ⑤受講に際し、車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に各都道府県建築士事務所協会へお申し出下さい。

3-3. 受講票の発行

- (1) 受講票は受講申込時に、各都道府県建築士事務所協会でお渡しします。
- (2) 受講票は次回以降の管理建築士講習の受講申込時に提出することにより、受講資格を証明する書類の提出を省略することができます。
- (3) 受講資格審査で受講資格がないと判定された方については、受講手数料、受講申込書類を返還いたします。

§ 4. 受講申込書の記入について

(1) 受講申込書本票

| | |
|-----------|--|
| ・年月日 | 受講申込書の申込年月日を記入して下さい。 |
| ・氏名(自署) | 申込者本人が必ず署名して下さい。略称、通称ではなく戸籍上の氏名を記入し、フリガナをカタカナで記入して下さい。 |
| ・旧姓 | 婚姻等で証明書等の姓と現在の姓が異なる場合のみ記入して下さい。 |
| ・生年月日 | 年号に○を付け、生年月日を記入して下さい。 |
| ・年齢 | 平成20年7月31日現在の年齢を記入して下さい。 |
| ・現住所 | 受講票、通知書等の宛名となりますので、番地まで正確に記入して下さい。アパート等の場合は、名称、棟、室番号も忘れず記入して下さい。 |
| ・電話番号 | 書類不備等の連絡がとれる自宅及び携帯等の電話番号を記入して下さい。 |
| ・勤務先 | ××建設(株)○○支店△△課のように、ご本人の所属しているところを正確に記入して下さい。 |
| ・勤務先所在地 | 番地まで正確に記入して下さい。 |
| ・勤務先電話番号 | 平日の昼間に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。 |
| ・管理建築士の有無 | 該当するどちらかに○を付けて下さい。 |
| ・建築士資格 | 該当する建築士の番号に○をつけ、建築士免許証の登録番号、登録年月日を記入して下さい。二級及び木造建築士の方は登録都道府県名を記入して下さい。 |
| ・会場コード | 受講を希望する講習日の講習会場の会場コード（6頁参照）を記入して下さい。第二希望・第三希望がある場合は記入して下さい。ただし、第一希望と異なる他の都道府県の講習会場を選択することはできません。 |
| ・写真欄 | 平成20年3月以降に撮影した写真を貼付し、撮影年月を記入して下さい。また、写真の裏面には、講習地の都道府県名、氏名を記入して下さい。 |

(2) 実務経歴証明書

- ・実務期間の合計年月を記入して下さい。実務経歴は最近のものから休業期間や業務の重複期間を除き、3年以上(36ヶ月)となるよう記入して下さい。
- ・建築実務の内容欄が足りない場合、又は実務経歴の証明者が複数必要な場合は、当該用紙をコピーして使用して下さい。なお、複数枚になった場合は、全ての実務経歴証明書に第三者による証明が必要ですが、2枚目以降同じ方に証明してもらった場合には氏名のみでも可とします。
- ・個々の設計業務が短期で、年間に多数の物件を行っている場合は、実務の内容欄に期間中の代表的な建物の「物件名」「建物の用途(共同住宅等)」「構造」を記入し、他〇〇件と記入して下さい。ただし、この場合一つの欄に記入できる期間は、1年以内とします。
- ・受講申込書提出後、実務経験について必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに提出して下さい。指定された期限までに提出されない場合は、受講資格が確認できなかったものとして、講習を受講することができなくなります。

■ 実務経歴証明書記入例

| 実務経歴証明書 | | 建築士資格取得後の設計業務に関する実務経歴について直近のものから書いてください (3年以上の設計業務に関する実務の経歴について記入してください。) | | | | |
|-------------------|------------------|--|------------|--------------------------|------|----|
| 勤務先 (部課名まで) | 勤務先所在地 (番地まで) | 実務期間 | | この期間における建築実務の内容 | 実務年月 | |
| | | 年・月～年・月 | | | 年 | か月 |
| 株式会社〇〇建設 | 〇〇市〇〇町3-6 | H 20・1 | H 20・7 | 〇〇ハイツRC造の工事監理 | 0 | 4 |
| 〃 | 〃 | H 19・1 | H 20・3 | 〇〇オフィスビルSRC造の工事監理 | 1 | 3 |
| 株式会社〇〇設計事務所 | 〇〇市〇〇町4-7 | H 18・1 | H 18・12 | 〇〇事務所RC造の設計、その他共同住宅3軒の設計 | 1 | 0 |
| 〃 | 〃 | H 17・1 | H 17・12 | 〇〇邸木造の設計、その他個人住宅3軒の設計 | 1 | 0 |
| | | | | 1年間を限度として実務を記入 | | |
| 実務期間の合計3年(36ヶ月)以上 | | | | | 3 | 7 |

(3) 整理票

- ・講習会場で本人確認を行う際に使用します。氏名、性別、生年月日、現住所等について、受講申込書本票と同様、正確に記入して下さい。また、整理票の裏面の写真欄には忘れずに写真を貼付して下さい。

(4) 受講票

- ・受講時に必要になります。氏名、性別、生年月日等について、受講申込書本票と同様、正確に記入して下さい。また、写真欄には忘れずに写真を貼付して下さい。

(5) 受講手数料払込用紙

- ・所定の払込用紙を使用して下さい。
- ・払込人の郵便番号、住所、氏名を必ず記入して下さい。「払込取扱票」には、電話番号も記入して下さい。
- ・受講申込書本票の裏面の振替払込受付証明書貼付欄には、ゆうちょ銀行又は郵便局の受付日附印のある「振替払込受付証明書(お客さま用)」を必ず貼付して下さい。

(6) 電算票

- ・受講申込書本票と同じ内容を記入して下さい。
- ・分類表は、現在従事している主な業務、業種の該当する番号にそれぞれ1つだけ〇を付けて下さい。なお、現在無職の方は、その他として()枠内に無職と記入して下さい。

§ 5. 受講申込後の届出等

5-1. 受講申込書記載事項変更届

受講申込み後、住所、氏名、連絡先電話番号等、受講申込書本票に記載した内容に変更がありましたら、直ちに葉書で当センター業務部業務第三課に連絡して下さい。その際、葉書の表には「管理建築士資格取得講習 受講申込書記載事項変更届」と朱書きし、裏面には変更の内容、受講番号、氏名、生年月日を記載の上送付して下さい。なお、氏名に変更があった場合は戸籍抄本(謄本)等氏名の変更が確認できる書類を添付して下さい。(抄本・謄本に代わる個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。)

5-2. 講習地・講習日の変更願い

講習地・講習日の変更は、転勤等やむを得ない事情がある場合で、且つ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、講習日及び講習地の変更が認められますので、下記の要領で申し出て下さい。

(1) 必要書類等

「講習日等の変更申請書」(指定書式。各都道府県建築士事務所協会に確認して下さい。)

(2) 申請の期限・申請先

他の都道府県への講習地の変更は変更希望先の各都道府県建築士事務所協会へ、同じ都道府県内での講習日の変更は申込みを行った各都道府県建築士事務所協会へ、受講予定日の1週間前までに、FAXで「講習日等の変更申請書」を送付し申出て下さい。

5-3. 受講票の再発行

受講票を紛失した場合には、講習当日、会場で直接係員に写真が貼付されている身分証明書（パスポート・運転免許証など）を呈示し、申し出て下さい。受講票を再発行します。

§ 6. 講習受講時における注意事項

6-1. 必ず携行するもの

①受講票

・受講票は受講中、常に必要となりますので必ず持参して下さい。受講票の無い方は講習を受けることができません。

②筆記用具

修了考査においては、HBの黒鉛筆（シャープペンを含む。）、消しゴムが必要になります。それ以外の筆記用具を使用すると採点されません。

③テキスト

講義で使用したテキストは、修了考査において参照が可能です。

6-2. 無線通信機器について

講習会場での携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行している場合には電源を切ってカバン等にしまって自己管理して下さい。なお、修了考査時に、携帯電話を使用した場合には不正行為とみなされますので特に注意して下さい。

6-3. 喫煙について

指定された場所以外での喫煙は禁止します。

6-4. 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。また、講義時間中には離席等についても確認します。離席等の時間が一定時間を越えた場合には欠席扱いとなります。

§ 7. 個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報は、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。
なお、詳細については、当財団のホームページをご覧ください。<http://www.jaeic.jp/>

§ 8. 講習日・講習会場(追加受付)

講習会場及びその周辺での自家用車等の駐車はできませんので、公共交通機関等を利用して下さい。
もし、違法駐車し、警察又は会場当局等から撤去要請があった場合は、講義時間中又は修了審査時間中であっても退室し、撤去していただきます。その結果、講習を修了することができない場合もありますのでご注意ください。

■ 管理建築士資格取得講習実施予定日・会場(追加受付)

| 都道府県 | 開催日 | | 定員 | 会場名 | 所在地 | 会場コード* |
|------|--------|--------|-----|-----------------------------|-------------------|--------|
| | 10月 | 11月 | | | | |
| 北海道 | | 12日(水) | 840 | 札幌コンベンションセンター | 札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1 | 1A-02 |
| 青森 | | 21日(金) | 70 | 青森市文化会館5階大会議室 | 青森市堤町一丁目4番1号 | 1B-02 |
| 岩手 | | 14日(金) | 40 | 建設研修センター | 盛岡市松尾町17-9 | 1C-01 |
| | | 17日(月) | 140 | 建設研修センター | 盛岡市松尾町17-9 | 1C-02 |
| 宮城 | | 18日(火) | 20 | フォレスト仙台 | 仙台市青葉区柏木1-2-45 | 1D-03 |
| 秋田 | 24日(金) | | 90 | 秋田市文化会館 | 秋田市山王7丁目3-1 | 1E-02 |
| 栃木 | | 27日(木) | 120 | とちぎ青少年センター | 宇都宮市駒生1-1-6 | 2B-05 |
| 群馬 | | 13日(木) | 150 | 群馬建設会館 | 前橋市元総社町2-5-3 | 2C-03 |
| | | 27日(木) | 150 | 群馬建設会館 | 前橋市元総社町2-5-3 | 2C-04 |
| 埼玉 | | 21日(金) | 100 | 建産連研修センター3階大ホール | さいたま市南区鹿手袋4-1-7 | 2D-07 |
| 千葉 | | 17日(月) | 620 | 幕張メッセ国際会議場2階 | 千葉市美浜区中瀬2-1 | 2E-04 |
| 東京 | 21日(火) | | 370 | あいおい損保新宿ホール | 渋谷区代々木3-25-3 | 2F-04 |
| | 22日(水) | | 370 | あいおい損保新宿ホール | 渋谷区代々木3-25-3 | 2F-05 |
| | 27日(月) | | 850 | 東京ビックサイト 国際会議場 | 江東区有明3-21-1 | 2F-06 |
| 神奈川 | | 26日(水) | 990 | パシフィコ横浜 メインホール | 横浜市西区みなとみらい1-1-1 | 2G-05 |
| 山梨 | | 27日(木) | 80 | (財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター | 甲府市東光寺3-13-25 | 2H-02 |
| 長野 | 23日(木) | | 20 | 長野県県民文化会館 | 長野市若里1-1-3 | 2I-04 |
| | | 20日(木) | 140 | 長野県松本文化会館 | 松本市水汲69-2 | 2I-06 |
| | | 27日(木) | 160 | 長野県県民文化会館 | 長野市若里1-1-3 | 2I-07 |
| 石川 | | 13日(木) | 150 | 石川県地場産業振興センター 大ホール | 金沢市鞍月2丁目1 | 3C-02 |
| 福井 | | 14日(金) | 70 | 福井自治会館 多目的ホール | 福井市西開発4丁目202番1 | 3D-02 |
| 愛知 | | 27日(木) | 380 | 名古屋市公会堂 | 名古屋市中区鶴舞1-1-3 | 4C-02 |
| 三重 | | 6日(木) | 80 | 三重県総合文化センター男女共同参画センター多目的ホール | 津市一身田上津部田1234 | 4D-02 |
| 大阪 | | 13日(木) | 550 | NTT西日本研修センター | 大阪市都島区東野田町4-15-28 | 5C-04 |
| | | 19日(水) | 120 | 大阪国際会議場 (グランキューブ大阪) | 大阪市北区中之島5-3-51 | 5C-03 |
| 兵庫 | | 13日(木) | 360 | ラッセホール | 神戸市中央区中山手通4-10-8 | 5D-07 |
| 鳥取 | 22日(水) | | 100 | 鳥取県立倉吉未来中心 | 倉吉市駄経寺町212-5 | 6A-02 |
| 島根 | | 19日(水) | 200 | ホテル宍道湖 | 松江市西嫁島2-10-16 | 6B-03 |
| 岡山 | 16日(木) | | 60 | コンベックス岡山 | 岡山市大内田675 | 6C-01 |
| | | 12日(水) | 100 | コンベックス岡山 | 岡山市大内田675 | 6C-02 |
| 広島 | | 13日(木) | 100 | 八丁堀センター | 広島市中区上八丁堀8-28 | 6D-03 |
| 徳島 | | 18日(火) | 100 | 徳島県郷土文化会館 大会議室 | 徳島市藍場町2丁目14番地 | 7A-01 |
| 福岡 | | 26日(水) | 580 | 福岡国際会議場 多目的ホール | 福岡市博多区石城町2-1 | 8A-04 |
| 長崎 | | 17日(月) | 140 | 長崎県総合福祉センター | 長崎市茂里町3番24号 | 8C-01 |
| | 24日(金) | | 80 | 大分県教育会館 | 大分市大字下郡長谷町496-38 | 8E-02 |
| 宮崎 | | 13日(木) | 280 | JA・AZMホール1階大ホール | 宮崎市霧島1丁目1番地1 | 8F-02 |
| 鹿児島 | | 7日(金) | 240 | かごしま県民交流センター大ホール | 鹿児島市山下町14番50号 | 8G-02 |
| 沖縄 | | 21日(金) | 200 | 沖縄産業支援センター | 那覇市小祿1831-1 | 8H-02 |

■ 受講申込書受付場所・問い合わせ先(追加受付)

| 建築士事務所協会名 | 〒 | 所在地 | 電話 |
|------------------|----------|--------------------|--------------------------|
| (社) 北海道建築士事務所協会 | 060-0042 | 札幌市中央区大通西 5-11 | 大五ビル 011 (231) 3165 |
| (社) 青森県建築士事務所協会 | 030-0803 | 青森市安方 2-9-13 | 017 (773) 1596 |
| (社) 岩手県建築士事務所協会 | 020-0021 | 盛岡市中央通 1-4-7 | 岩手県赤十字会館 019 (651) 0781 |
| (社) 宮城県建築士事務所協会 | 980-0802 | 仙台市青葉区二日町 6-6 | シャンボール青葉 022 (223) 7330 |
| (社) 秋田県建築士事務所協会 | 010-0951 | 秋田市山王 3-1-7 | 東カンビル 018 (865) 1225 |
| (社) 栃木県建築士事務所協会 | 320-0032 | 宇都宮市昭和 2-5-26 | 028 (621) 3954 |
| (社) 群馬県建築士事務所協会 | 371-0846 | 前橋市元総社町 2-23-7 | 027 (255) 1333 |
| (社) 埼玉県建築士事務所協会 | 336-0031 | さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 | 埼玉建産連会館 048 (864) 9313 |
| (社) 千葉県建築士事務所協会 | 260-0013 | 千葉市中央区中央 4-8-5 | 建築会館 043 (224) 1640 |
| (社) 東京都建築士事務所協会 | 160-0023 | 新宿区西新宿 3-6-4 | 東照ビル 03 (5339) 8288 |
| (社) 神奈川県建築士事務所協会 | 231-0032 | 横浜市中区不老町 3-12 | 第三不二ビル 045 (228) 0755 |
| (社) 山梨県建築士事務所協会 | 400-0031 | 甲府市丸の内 1-14-19 | 山梨県建設会館内 055 (225) 1251 |
| (社) 長野県建築士事務所協会 | 380-0872 | 長野市妻科 426-1 | 長野県建築士会館 026 (235) 3359 |
| (社) 石川県建築士事務所協会 | 921-8035 | 金沢市泉が丘 2-14-7 | 金沢宏正ビル 076 (244) 5152 |
| (社) 福井県建築士事務所協会 | 910-0859 | 福井市日之出 5-4-7 | 福井県建築会館 0776 (54) 1552 |
| (社) 愛知県建築士事務所協会 | 460-0008 | 名古屋市中区栄 4-3-26 | 昭和ビル 052 (263) 0666 |
| (社) 三重県建築士事務所協会 | 514-0037 | 津市東古河町 8-17 | システックビル 059 (226) 4416 |
| (社) 大阪府建築士事務所協会 | 540-0011 | 大阪市中央区農人橋 2-1-10 | 大阪建築会館 06 (6946) 7065 |
| (社) 兵庫県建築士事務所協会 | 650-0012 | 神戸市中央区北長狭通 5-5-18 | 兵庫県林業会館 078 (351) 6779 |
| (社) 鳥取県建築士事務所協会 | 680-0022 | 鳥取市西町 2-102 | 西町フロインドビル 0857 (23) 1728 |
| (社) 島根県建築士事務所協会 | 690-0883 | 松江市北田町 35-3 | 建築会館 0852 (23) 2582 |
| (社) 岡山県建築士事務所協会 | 700-0824 | 岡山市内山下 1-3-19 | 建築会館 086 (231) 3479 |
| (社) 広島県建築士事務所協会 | 730-0013 | 広島市中区八丁堀 5-23 | オガワビル 082 (221) 0600 |
| (社) 徳島県建築士事務所協会 | 770-0931 | 徳島市富田浜 2-10 | 徳島県建設センター 088 (652) 5862 |
| (社) 福岡県建築士事務所協会 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東 3-14-18 | 福岡建設会館 092 (473) 7673 |
| (社) 長崎県建築士事務所協会 | 850-0874 | 長崎市魚の町 3-33 | 長崎県建設総合会館 095 (826) 7010 |
| (社) 大分県建築士事務所協会 | 870-0004 | 大分市王子港町 1-17 | 大分県木材会館 097 (537) 7600 |
| (社) 宮崎県建築士事務所協会 | 880-0805 | 宮崎市橋通東 2-9-14 | 睦屋第 11 ビル 0885 (29) 1188 |
| (社) 鹿児島県建築士事務所協会 | 892-0816 | 鹿児島市山下町 12-4 | 第 2 城山ビル 099 (223) 6363 |
| (社) 沖縄県建築士事務所協会 | 901-2101 | 浦添市西原 1-4-26 | 沖縄建築会館 098 (879) 1311 |

問い合わせ先 (平日 9:30~17:00)

| | 〒 | 所在地 | 電話 |
|--------------------|----------|------------------|------------------------|
| (財) 建築技術教育普及センター本部 | 104-0031 | 東京都中央区京橋 2-14-1 | 03(5524)3105 |
| 〃 北海道支部 | 060-0042 | 札幌市中央区大通西 5-11 | 大五ビル 011(221)3150 |
| 〃 東北支部 | 980-0824 | 仙台市青葉区支倉町 2-48 | 宮城県建設産業会館 022(223)3245 |
| 〃 関東支部 | 104-0031 | 東京都中央区京橋 2-14-1 | 03(5524)2176 |
| 〃 東海北陸支部 | 460-0008 | 名古屋市中区栄 4-3-26 | 昭和ビル 052(261)6816 |
| 〃 近畿支部 | 540-6591 | 大阪市中央区大手前 1-7-31 | OMMビル 06(6942)2214 |
| 〃 中国四国支部 | 730-0051 | 広島市中区大手町 2-11-15 | 新大手町ビル 082(245)8055 |
| 〃 九州支部 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東 2-9-1 | 東福第 2 ビル 092(471)6310 |
| (社) 日本建築士事務所協会連合会 | 104-0032 | 東京都中央区八丁堀 2-21-6 | 八丁堀 NF ビル 03(3552)1281 |

インターネットホームページで、制度案内、受講に関する情報を提供しています。 <http://www.jaeic.jp/>